

京町家のマッチング制度の基本的な考え方

1. 概要

事業者団体と連携し、京町家所有者が安心して相談できる窓口を整備するとともに、相談・協議・解体の届出等がされた京町家について、活用方法の提案等を行うことにより、京町家の保全及び継承を推進する。

制度の構築にあたっては、次の2点に特に留意する。

- ・京町家の保全・継承のために効果的であり、京町家所有者が安心して依頼できること（**信頼性**の確保）
- ・対応団体・事業者の選定方法や活用提案の結果について透明性を確保すること（**透明性**の確保）

2. 所有者から見た**信頼性**確保のための方策

- ・登録団体・対応事業者について、一定期間以上の活動年数があること
- ・対応事業者の会社名や実績をリスト化し、所有者に提示すること
- ・会員事業者の育成や団体としてのサポート体制等を公表すること
- ・各対応事業者が条例の趣旨を踏まえ京町家の保全及び継承に取り組むこと
等

3. 登録団体・参加事業者から見た**透明性**確保のための方策

- ・活用提案を依頼する団体の登録要件を明確にすること
- ・どの団体に依頼するかは所有者が決めること
- ・団体の中での対応事業者の選定方法を透明化すること
- ・活用提案の結果を京都市に報告し、概要を各登録団体と共有すること
（個人情報を除く）
等